

### 3 自然あふれる癒しのかごしまづくり

#### (1) 自然環境の保全・活用

##### ア 地域特性に応じた自然環境の保全

本県は、九州の最南端に位置し、南北約600km、総面積9,188.78平方キロメートルの県土の中に、多くの島々や海拔1,900m前後の山岳地帯があり、その結果温帯から亜熱帯に至る広い気候帯を有しており、わが国で初めて世界自然遺産に登録された屋久島、霊峰と湖の霧島、今も噴煙をあげ活発な活動を繰り返す桜島、サンゴ礁並びに固有野生生物の宝庫として知られる奄美の島々など多様で個性豊かな自然環境に恵まれています。

将来とも県民が健康で文化的な生活を営むために、この多様で良好な自然環境を体系的に保全する施策を展開し、豊かな郷土の環境づくりを進めなければなりません。

##### (ア) 自然環境保全地域及び自然公園

本県では、この良好な自然環境や自然景観を有する地区を自然環境保全地域や自然公園に指定し、保護・管理を行っています。

また、一定規模以上の開発行為についても、自然保護の観点から指導を行うほか自然保護思想の普及・啓発を行っています。

#### 本県の自然公園一覧

(単位:ha)

公園区分	項目	指 定 年 月 日	公園面積 (海域除く)				海域公園 地 区
			特 保	特別地域	普通地域	計	
国 立 (4箇所)	霧島錦江湾	S. 9. 3. 16	3,397.0	15,713.0	4,489.0	23,599.0	(9) 487.7
	屋久島	H. 24. 3. 16	7,669.0	16,832.0	65.0	24,566.0	(4) 170.9
	雲仙天草	S. 31. 7. 20		1,447.0		1,447.0	
	奄美群島	H. 29. 3. 7	5,248.0	35,363.0	1,570.0	42,181.0	(9) 1,124.0
	小 計		16,314.0	69,355.0	6,124.0	91,793.0	(22) 1,782.6
国 定 (2箇所)	日南海岸	S. 30. 6. 1		1,038.9		1,038.9	
	甌 島	H. 27. 3. 16	86.0	5,303.0	58.0	5,447.0	(4) 6,759.7
	小 計		86.0	6,341.9	58.0	6,485.9	(4) 6,759.7
県 立 (8箇所)	吹上浜金峰山	S. 28. 3. 31		1,133.0	2,604.0	3,736.0	
	阿久根	〃		62.5	692.2	754.7	
	坊野間	〃		380.4	1,959.9	2,340.3	
	蘭牟田池	〃		187.5	3,750.2	3,937.7	
	川内川流域	S. 39. 4. 1			6,571.0	6,571.0	
	高隈山	S. 52. 6. 1		1,042.0	1,395.0	2,437.0	
	大隅南部	〃		993.0	222.0	1,215.0	
	トカラ列島	H. 4. 4. 1		4,503.0	116.0	4,619.0	
小 計			8,301.4	17,310.3	25,610.7		
自然公園合計			16,400.0	83,998.3	23,492.3	123,889.6	(26) 8,542.3

## (イ) 世界自然遺産

世界自然遺産とは「世界遺産条約」に基づく「自然遺産」として鑑賞上・学術上又は保存上等の見地から顕著な普遍的価値を有するものとして、登録された自然の地域のことです。

日本には自然遺産4件、文化遺産18件の世界遺産が登録(平成31年3月現在)されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として屋久島地域があります。

### 【屋久島地域の概要】

屋久島は、1993年12月、白神山地(青森県・秋田県)とともに、日本で初めて世界自然遺産に登録されました。

屋久島がこの自然遺産に登録された理由は、世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅の恐れのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有しているためです。

世界自然遺産地域は、西部林道から山頂にかけた10,747ヘクタール、島全体の約21%となっており、遺産地域の96%は国有林です。

### 【奄美の世界自然遺産登録に向けた取組等】

平成29年2月、国はユネスコに推薦書を提出し、同年10月に国際自然保護連合(IUCN)による奄美大島、徳之島を含む4島の現地調査が実施されました。しかし、平成30年5月にIUCNの「記載延期」勧告を受け、国は推薦を一旦取り下げ、平成31年2月に推薦書を再提出したところです。

現在、令和2年夏の登録を目指し、世界自然遺産としての価値の維持など登録に向けた各種取組が進められています。

### (主な取組)

世界自然遺産としての価値の維持における自然環境に配慮した公共事業の実施のため、国、県、市町村共通の環境配慮の指針、手順等を定める「公共事業における環境配慮指針」を策定し、奄美大島、徳之島で実施する公共事業について、段階的な運用を開始しました。

また、自然環境の保全と利用の両立に向けて奄美群島の「計画的な観光管理」を進めるための国・県・市町村・関係団体等の関係者共通の指針として平成28年3月に策定した「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定や「奄美自然観察の森」のリニューアル、保護上重要な地域における利用のルールづくりなどに取り組みました。

特に、奄美大島の金作原においては、平成31年2月から認定ガイドの同行などを内容とする利用ルールの試行を開始しました。

なお、地域の気運醸成として地域の方々に奄美の自然等への理解を深めてもらうため、地元設置された「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」や地元市町村、環境省等と連携し、勉強会や学習会の開催、「奄美マナーガイド」の改訂及び英語版の作成などを行っています。

## イ 多様な自然環境の活用

### (ア) 屋久島環境文化村構想

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりを試みるものです。

県では、平成8年7月に屋久島環境文化村センターと屋久島環境文化研修センターを開設し、この構想の推進を図っています。

### (イ) 奄美群島自然共生プランの推進

平成15年9月に、県や地元市町村が一体となり、奄美群島の多様な自然と共生を目指した地域づくりの指針として「奄美群島自然共生プラン」を策定しました。同プランは、「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つを基本理念に、「自然共生ネットワークの形成」や「希少な野生動植物と森林の保全」、「エコツーリズムの推進」、「世界自然遺産登録に向けた取組」など9つの具体的施策の推進を盛り込んでいます。プランに基づく施策の着実な推進を図るため、国、県、地元市町村及び関係団体で構成する「奄美群島自然共生プラン推進本部」において、各機関が実施した主な取組の報告が行われています。

## ウ 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が育まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約400種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

また、県内には絶滅のおそれがあるとともに学術的に価値のある野生動植物種が多く生息・生育しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種や国際希少野生動植物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。

このうちツルは国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年10,000羽以上が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。ウミガメは春から夏にかけて県内各地の海岸において、産卵のための上陸が確認されていることから、ウミガメ保護のため

の監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。

また、平成15年3月には県内に生育・生息している希少な動植物を保護するため「県希少野生動植物の保護に関する条例」が制定されました。野生鳥獣の保護を図るため県内に132箇所、面積70,684haの鳥獣保護区を指定しています。

さらに、平成26年3月、鹿児島県の豊かな生物多様性を保全し、その持続可能な利用を進めていくための基本計画として、2023年度までの10年間を計画期間として「生物多様性鹿児島県戦略」を策定しました。

## エ 外来種対策

平成31年3月、指定外来動植物による本県の生態系に係る被害を防止し、生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の指定、指定された種の飼養等の適正な取扱いなどを定めた「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定しました。

## (2) 大気環境の保全

### 【現状】

本県では、大気環境の状況を把握するため、監視測定局を設置し、環境基準が定められている物質を中心に常時監視を行っています。また、大気測定車を活用し、県内各地の大気状況の監視を行っています。

県内における大気環境監視状況（平成31年3月末時点）



区 分	鹿児島県設置局 11局	鹿児島市設置局 8局
一般環境大気測定局 17局	□(10局)	○(7局)
自動車排出ガス測定局 2局	■(1局)	●(1局)

物質別の大気汚染の状況

物質名	達成状況（平成30年度）
二酸化硫黄	桜島の火山活動の影響があった赤水局以外では環境基準を達成しています。
浮遊粒子状物質	桜島の火山活動の影響があった赤水，有村局以外では環境基準を達成しています。
二酸化窒素	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大陸からの越境大気汚染等の影響により鹿児島市役所，鹿屋，鴨池，薩摩川内局で環境基準を達成していません。

### 【対策】

大気環境を保全するためには、監視体制を充実するとともに、汚染物質の発生源であるばい煙発生施設及び粉じん発生施設等の監視を強化することが必要です。

そのため、県では関係法令や県公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設等の立入検査の実施や施設の改善指導を行っています。

## (3) 水環境の保全

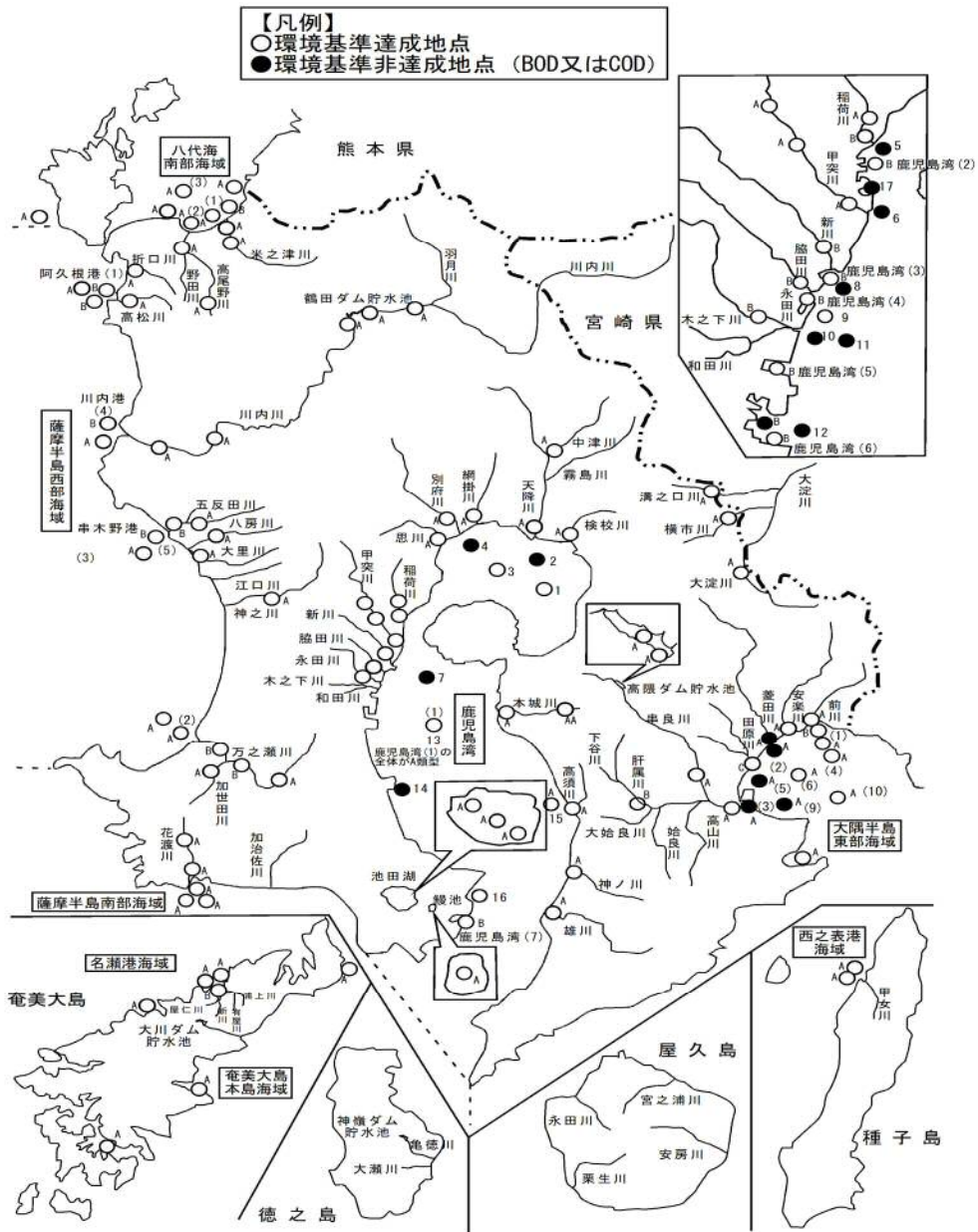
### 【現状】

#### ・ 公共用水域の水質現況

県内の37河川、4湖沼及び8海域についてBOD等に係る環境基準の類型指定を行い常時監視を実施しており、平成30年度はBOD(河川)及びCOD(湖沼・海域)に係る環境基準の達成率は、河川97.7%、湖沼100.0%、海域79.2%で全体で91.5%となっています。

また、平成30年度の人の健康の保護に関する項目(重金属等)については、97地点において調査した結果、全てが環境基準を達成しており、公共用水域の水質は、全般的には良好に維持されています。

平成30年度県内公共用水域環境基準達成状況（河川・湖沼・海域）



公共用水域（河川BOD，湖沼，海域COD）の環境基準達成率の推移

区分	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国
河川	97.6 (41/42)	93.9	97.6 (41/42)	95.8	95.3 (41/43)	95.2	97.7 (42/43)	94.0	97.7 (42/43)	94.6
湖沼	75.0 (3/4)	55.6	100.0 (4/4)	58.7	100.0 (4/4)	56.7	75.0 (3/4)	53.2	100.0 (4/4)	54.3
海域	83.3 (20/24)	79.1	75.0 (18/24)	81.1	66.7 (16/24)	79.8	66.7 (16/24)	78.6	79.2 (19/24)	79.2
全体	91.4 (64/70)	89.1	90.0 (63/70)	91.1	85.9 (61/71)	90.3	85.9 (61/71)	89.0	91.5 (65/71)	89.6

注1 ( ) 書きは，達成水域数/類型指定水域数

注2 環境基準の達成評価は，河川はBOD，海域及び湖沼はCODのそれぞれ75%値により行うこととなっています。

・ 地下水の水質現況

地下水については、全般的に良好な状況にあります。一部の地域では砒素、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどが環境基準を上回っている地点があります。

地下水の測定結果（平成30年度環境基準値超過井戸）

調査項目	区分	地点数 (井戸数)	環境基準 (mg/L)	基準超過 井戸数	基準超過の範囲 (mg/L)
砒素	飲用	16	0.01以下	1	0.012
	他	58		9	0.011～0.013
クロロエチレン	飲用	20	0.002以下	0	—
	他	73		1	0.033
トリクロロエチレン	飲用	20	0.01以下	0	—
	他	80		2	0.018～0.035
テトラクロロエチレン	飲用	20	0.01以下	0	—
	他	80		10	0.011～0.089
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	飲用	33	10以下	0	—
	他	113		6	11～12
ふっ素	飲用	27	0.8以下	1	0.083
	他	102		5	0.088～1.6

【対策】

公共用水域の水質保全を図るため、工場・事業場に係る排水については、法令に基づき監視・指導を行うとともに、法による規制が適応されない小規模な工場・事業場に対しても適正な排水管理を指導しています。

また、生活排水については、公共下水道や合併処理浄化槽などの整備を促進するとともに各家庭からの汚濁物質を削減するため県民の水質保全意識の高揚を図っています。

特に、閉鎖性水域である鹿児島湾や池田湖については、鹿児島湾ブルー計画や池田湖水質環境管理計画に基づき、生活排水対策、工場・事業場対策、畜産農業対策、水産養殖業対策など、関係団体や県民と連携して総合的な水質保全対策を推進しています。



**「鹿児島湾ブルー計画」及び「第4期池田湖水質環境管理計画」**

	鹿児島湾ブルー計画		第4期池田湖水質環境管理計画	
対象地域	鹿児島湾域の集水域内にある6市2町（6ゾーンに区分）		指宿市の池田湖直接集水域及び南薩畑地かんがい事業に関わる南九州市頴娃町3河川の頭首工上流の間接集水域	
計画期間	平成17年度～		平成23年度～令和2年度	
水質保全目標	項目	目標水質	項目	目標水質
	COD	2mg/L以下	COD	3mg/L以下
	窒素	0.3mg/L以下	全窒素	0.2mg/L以下
	りん	0.03mg/L以下	全りん	0.01mg/L以下

**(4) 騒音，振動，悪臭等の防止**

**ア 騒音**

平成30年度の騒音測定結果は，一般地域（道路に面する地域以外の地域）については，4市において測定がなされ，2つの時間帯（昼間・夜間）とも環境基準を達成していた測定地点は全測定地点の74.1%，いずれかの時間帯で環境基準を達成しなかった地点は18.5%，すべての時間帯で環境基準を達成しなかった地点は7.4%でした。

また，道路に面する地域については，道路端から50m以内で環境基準を達成していた戸数の割合は，県が騒音を測定した地域内の全戸数のうち，二つの時間帯とも達成していたのは100%でした。

鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の航空機騒音の調査結果は，全調査地点が環境基準を達成し，九州新幹線の新幹線鉄道騒音の調査結果は，達成率は54.5%（6／11地点達成）でした。

県（全ての市及び一部の町）は，規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ，昭和58年度までに，県内全市町村について規制地域等の指定を行っています。

**イ 振動**

県（全ての市及び一部の町）は，振動規制法に基づき規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ，平成31年3月末現在で19市8町について規制地域等の指定を行っています。

**ウ 悪臭**

悪臭防止法に基づく規制基準には，物質濃度規制と臭気指数規制の2通りがあり，物質濃度規制は政令で指定されている特定悪臭物質（22物質），臭気指数規制は全ての物質を対象として，敷地境界，排出口及び排出水中における規制基準が

定められており、県（全ての市及び一部の町）は、同法に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

平成31年3月末における県内の状況については、19市15町で規制地域を指定しており、多くの市町が特定悪臭物質の濃度による規制を採用していますが、鹿児島市、出水市、霧島市及びさつま町は臭気指数規制を導入しています。

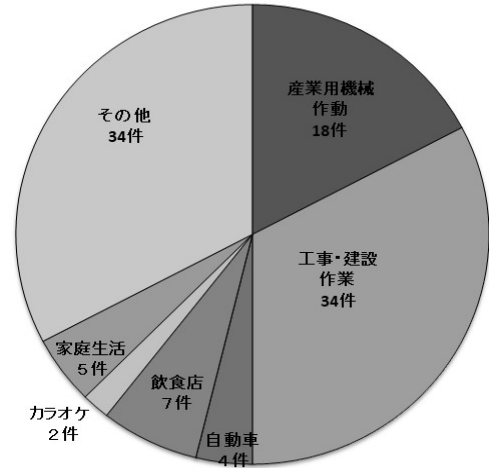
### 【平成30年度苦情件数】

騒音に関する苦情件数は、104件（前年度101件）となっています。

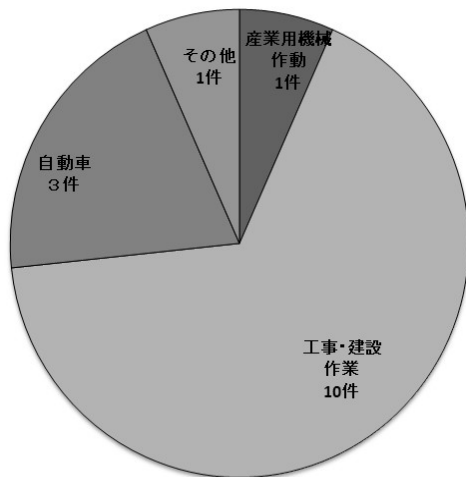
また、振動は、建設作業、工場・事業場、道路交通を主な発生源とし、苦情件数は15件（前年度13件）となっています。

悪臭についての苦情は例年数多く寄せられ、その発生源も畜産農業、サービス業、野外焼却などさまざまです。平成30年度の苦情件数は149件（前年度111件）となっています。

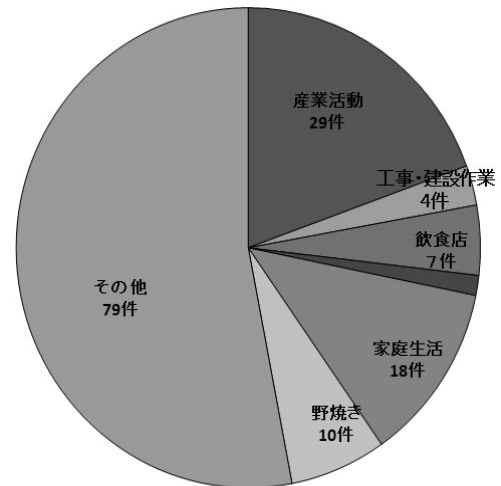
騒音の発生源別苦情件数



振動の発生源別苦情件数



悪臭の発生源別苦情件数



## エ 対策

騒音、振動及び悪臭については、それぞれの法に基づく規制地域の指定や見直し等を行うとともに、法、条例等に基づく監視・指導を行っています。

特に騒音については、県公害防止条例により飲食店等の深夜営業騒音の規制や拡声器の使用制限を行っています。